

京都市告示第 48 号

平成 25 年 10 月 16 日付けで認可した新御幸町町内会について，地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 30 年 4 月 10 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 新御幸町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 5 3 番地	京都市上京区新御幸町 5 1 番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
山際 善之	高野 達也

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 5 3 番地	京都市上京区新御幸町 5 1 番地

(文化市民局地域自治推進室)